

公 告

次のとおり一般競争入札を行います

平成 28 年 12 月 7 日

法人名 社会福祉法人 健寿会
理事長名 石松 剛



1. 競争入札に付する事項

- (1) 品名及び数量 ハイエース 1台
- (2) 調達物品の仕様 タイプAS (フルクライニング車いす等付属品含)
- (3) 納入期限 平成 29 年 3 月 31 日
- (4) 納入場所 特別養護老人ホームちぐさの

- (5) 入札方法 一般競争入札

2. 入札参加資格及び条件

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものであることを要する。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 佐賀県の「物品の製造、修理、購入または賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程 (昭和 41 年佐賀県告示第 129 条)」第 1 条の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。
- (2) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(6) 調達物件又は同種同程度の物件を、納入先の求めに応じて確実に納入できると認められること。

(7) 調達物件の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められること。

3. 入札を行う日時及び場所

- | | |
|---------------|--|
| (1) 入札書の提出期限 | 平成 28 年 12 月 14 日 午前 10 時から
平成 28 年 12 月 20 日 午前 10 時まで |
| (2) 入札書の提出方法 | 事務所へ持参する事（郵送不可） |
| (3) 開札の日時及び場所 | 平成 28 年 12 月 27 日 午前 10 時
特別養護老人ホームちぐさの 事務所 |

4. 入札保証金・契約保証金

- | | |
|--------------|---|
| (1) 入札保証金の要否 | 否 |
| (2) 契約保証金の要否 | 否 |

5. 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。

- (1) 入札参加資格のない者又は入札参加条件を満たさない者
- (2) 当該競争入札について不正行為を行った者
- (3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- (4) 一人で2以上の入札をした者
- (5) 代理人でその資格のない者
- (6) (1) から (5) までに掲げる者のほか、競争に関する条件に違反した者

6. 入札の取りやめ等

入札の取りやめ等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- (2) 天災地変その他やむを得ない事由により入札をすることができないと認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

7. 契約書作成の要否

8. 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者がいない場合は、再度入札を行う。

9. 契約内容を示す場所

特別養護老人ホームちぐさの 事務所